

✚ 貨物概要

貴石及び半貴石で、ハート形、星形及び長方形の形状にカットし、ひも等を通す穴を一箇所あけたもの。

✚ 分類

第 71.03 項には、貴石及び半貴石（以下「石」という）の加工及び格付けの有無を問わず、石だけのものが含まれ、製品に作り上げたものは含みません。

第 7103.10 号には、石の層に沿って割ったもの、ひいて薄いストリップ状にしたもの及び荒削りしたものが含まれます。（関税率表解説「号の解説」による。）

第 7103.91 号及び第 7103.99 号に含まれる加工とは、クリーブしたもの、ひいたもの、ブルーチしたもの、タンブルしたもの、面付けしたもの、研磨したもの、穴開けしたもの、彫刻したもの（浮彫り及び沈み彫りを含む。）張り石したもの等をいいます。ただし、取り付けたものは含みません。（同表解説第 71.02 項第 2 パラグラフ準用）

本項に含まれるもの

格付けされていない石を輸送のために仮に糸通ししたもの

石に穴が開けられており、その穴にひも等を通すことにより腕輪、ペンダント、キーリングのバルンサー等として使用可能なもの

本項に含まれないもの

- ・ 石にその他の材料を取り付けたもの（下記 に含まれるもの）

第 71.13 項の「身辺用細貨類の部分品」には、石を用いたものに他の材料を取り付けたもので、身辺用細貨類の完成品でないものが含まれます。

本項に含まれるもの

例えば 格付けした石を糸通ししたもの（仮糸通しを含む）

石に取り付けられる装飾品、石を保持する爪、枠等を取り付けたもの

注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時における現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）